

令和7年度随意契約一覧表【福祉部】

令和7年4月1日から令和7年6月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
障がい福祉課	令和7年度手話奉仕員養成講座業務	令和7年4月1日	社会福祉法人富田林市社会福祉協議会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,077,000	地域生活支援事業における市町村必須事業である、手話奉仕養成講座を開催し、市民に手話の啓発・周知を行います。また、聴覚障がい者の第一言語である手話を広く市民に広めて、聴覚障がい者が社会参加しやすい社会の構築を目指す。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	意思疎通支援事業は市町村の必須事業として位置づけられており、平成31年1月に富田林市手話言語条例が施行されたこともあり、手話の啓発活動や周知に結び付けるべく、担当課が直接委託契約をしております。実施にあたっては、長年、指定管理者として事業を担ってきた経験と実績を鑑み、また、他に事業受託できる団体がいないため。
障がい福祉課	令和7年度障害介護給付費審査支払事務	令和7年4月1日	大阪府国民健康保険団体連合会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,585,550	障害介護給付費に関する費用の請求に係る審査支払事務。 (指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者から所定の期日までに、市の電子機器に備え付けられたファイルに記録された障害介護給付費について、その内容を審査し、市が支給決定した後、当該指定事業者等に対して、障害介護給付費の支払いを行う業務)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害介護給付費に関する費用の請求に係る審査支払事務については、大阪府国民健康保険団体連合会以外、事務ができる団体はなく、事務の性質上、上記の業者が事務を担ってきた経過があり、当該事業者が事務を適切に実施できるため。
障がい福祉課	令和7年度障害児給付費審査支払事務	令和7年4月1日	大阪府国民健康保険団体連合会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,621,400	障害児給付費に関する費用の請求に係る審査支払事務 (指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者から所定の期日までに、市の電子機器に備え付けられたファイルに記録された障害児給付費について、その内容を審査し、市が支給決定した後、当該指定事業者等に対して、障害児給付費の支払いを行う業務)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府国民健康保険団体連合会以外、事務ができる団体はなく、事務の性質上、上記の業者が事務を担ってきた経過があり、当該事業者が事務を適切に実施できるため。
生活支援課	生活保護電算処理システム保守点検業務	令和7年4月1日	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,100,550	生活保護電算処理システム保守点検業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	同社は、本市で現在稼働中の生活保護システムの開発業者であり、同時に導入済みパッケージプログラムの著作権を有する業者でもあり、他社が保守等をおこなうことができないため。
生活支援課	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス	令和7年4月1日	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	3,131,040	生活保護受給者の医療診療レセプトデータを管理するためのクラウドシステムに係るサービス利用料	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	レセプトを閲覧するための管理システムを頻回に変更することはデータ移行も含め現実的でないため。
増進型地域福祉課	富田林市継続的支援事業業務	令和7年4月1日	社会福祉法人富田林市社会福祉協議会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	15,627,700	社会福祉法第106条の4第2項第2号及び第4号の規定に基づき、複雑化・複合化した支援ニーズを有する支援対象者に対して、支援員がアウトリーチ等により、信頼関係の構築やつながりづくりの形成に向けた支援を行うとともに、社会参加に向けた既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開発などのコーディネートを行うことを目的とするもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	同協議会は、長年にわたり地域福祉推進の中核を担っており、地域を基盤として活動するこれまでの実績やノウハウ、地域の社会資源とのつながりを活かした効果的・効率的な事業展開が期待できることから、同協議会が事業実施することが最も適していると考えられるため。
増進型地域福祉課	富田林市生活困窮者自立相談支援事業業務	令和7年4月1日	社会福祉法人富田林市社会福祉協議会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	23,267,860	本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	同協議会は、これまでも本市の福祉行政全般に深く関わりがあり、国の生活困窮者支援対策の中で、生活福祉資金の貸付事務ができる唯一の機関であるほか、生活困窮を含む各種相談を受けるコミュニティソーシャルワーカーについても、本市の委託先としての実績があることから、それらを総合的に勘案し、本事業の委託先として最良であるためと考えるため。
増進型地域福祉課	富田林市福祉コミュニティ推進事業業務	令和7年4月1日	社会福祉法人富田林市社会福祉協議会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	25,115,533	コミュニティソーシャルワーカー及び、その指導監督機能を有するコーディネーターを配置することで、地域福祉セーフティネットを機能させるため、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るとともに、地域の様々な福祉課題を行政、専門職及び地域住民の協働により解決していく力の向上を目指す。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	コミュニティソーシャルワーカーの役割等は、市と社会福祉協議会が協働にて策定している富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画に位置づけられており、また、すでに住民同士の支え合い運動を展開する「小地域ネットワーク事業」を実施するなど、地域福祉推進の中核を同協議会が長年に渡り担っていることから、同会が事業実施することが最も適していると考えられるため。
増進型地域福祉課	令和7年度ホームレス巡回相談指導事業業務	令和7年4月1日	大阪府ホームレス巡回相談指導事業共同運営団体	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	17,538,000	本事業は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が地域社会で自立し、安定した生活を営むことができるよう支援することを目的に、巡回相談指導を行うものであり、大阪府においては、第5期大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画を策定のもと、府域が一体となり事業を実施しています。令和7年度においては、本市が府城南大阪ブロック分科会の代表市となっているため、業務委託先との契約事務を代表して行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、大阪府下において一体実施しており、令和7年度においては本市が府城南大阪ブロック分科会の代表市となっています。本事業は、社会福祉法人などの民間事業者等への委託により実施することと規定されており、相手方である共同運営団体は、府下の福祉行政全般に深く関わりがあり、同事業における伴走型支援の中核を長年にわたり担っていることから、事業実施に最も適していると考えられるため。